

福井県立歴史博物館、幾久公園の基本的方向性とりまとめ支援業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

本要領は、福井県立歴史博物館、幾久公園の基本的方向性（コンセプト・求められる機能・整備イメージなど）をとりまとめるにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件および審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

福井県立歴史博物館（以下、「歴史博物館」という）は、博物館として昭和59年の開館以来40年以上が経過し、施設・設備の老朽化対策を施しての長寿命化、地下収蔵庫の過密化に対応する収蔵機能の拡充および資料の保管・展示環境の改善・整備が必要となっている。また、展示リニューアル（平成15年）から20年以上経過していることや最近の博物館法改正などの趣旨を踏まえ、展示手法の改善、利便性の向上、運営の一層の効率化が求められている。さらに、隣接する幾久公園については、昭和56年度から昭和58年度にかけて整備しており、開園から40年以上経過するにあたり、樹木の大木化、公共トイレ等の老朽化などの改善が必要となっている。

本業務は、歴史博物館、幾久公園の基本的方向性を一体的にとりまとめるにあたっての支援を行うものである。なお、実施にあたっては、高度な知識や構想力、専門的な技術力および経験を有した事業者の提案を求めることにより、当業務に最適な受託候補者を決定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。審査の結果、最も優れた提案を行った応募者（以下、「優先交渉権者」という。）は、本県と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、契約を締結し、本業務を実施する。

2 概要

（1）業務名称

福井県立歴史博物館、幾久公園の基本的方向性とりまとめ支援業務委託

（2）業務内容

別紙「福井県立歴史博物館、幾久公園の基本的方向性とりまとめ支援業務委託仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

（4）提案限度額

12,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、福井県立歴史博物館、幾久公園の基本的方向性とりまとめ支援企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査

を受ける資格（以下「応募資格」という。）に関し、次に掲げる要件を満たし、県の認定を受けた者とする。共同企業体を構成して参加する場合においては、代表者となる構成員がすべての応募資格を満たすとともに、それ以外の構成員が次の（２）～（８）の要件を満たすこととする。なお、いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

（１）本業務に係る担当者は下記の経験を有すること。

- ・ 国公立博物館・美術館の新設または建物の改修に関する業務
- ・ 国宝または重要文化財に指定された資料を展示する常設展等を設計した業務

（２）本業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。

（３）福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４６条に基づき知事が定める一般競争入札の資格を有する者であること。

ただし、「４ プロポーザル審査の手続き等（４）応募資格認定申請書の提出」時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第１６７条の５および福井県財務規則第１４６条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。

（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生法手続き開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続き開始の申立て、または破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（６）福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がないものであること。

（７）次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ③役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(8) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ①応募資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
- ②見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- ③提出期限までに提出資料が提出されない場合
- ④2案以上の企画提案をした場合
- ⑤提出資料に虚偽の記載があった場合
- ⑥著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑧企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- ⑨審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑩書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

4 プロポーザル審査の手続き等

(1) 実施スケジュール

項目	日程
実施要領等の公示・配布開始日	令和7年5月27日（火）
質問受付期日	令和7年6月2日（月）17時 （電子メール）
質問の回答	令和7年6月4日（水）
応募資格認定申請申込期日	令和7年6月6日（金）12時 （郵送、持参、電子メール）
応募資格の認定結果通知	令和7年6月10日（火）
企画提案書提出期限	令和7年6月18日（水）17時 （郵送、持参）
選定委員会	令和7年6月19日（木） （オンライン、予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合上により変更する場合がある。

(2) 実施要領等の配布

配布期日 令和7年6月2日(月) 17時まで

配布場所 福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課内
(〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 県庁5階)

配布方法 実施要領は、上記の配布場所ならびに文化課ホームページに掲載する。

文化課URL

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunshin/index.html>

(3) 実施要領等に対する質問受付・回答

①質問方法・提出先 質問は、任意の様式を使用し、電子メールで行うこと
電子メール宛先 bunka@pref.fukui.lg.jp

※送信後に文化課(0776-20-0580)へ電話し、電子メールの到着を確認すること

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問は受け付けない

②受付期間 令和7年5月26日(月)から6月2日(月)17時まで

③回 答 出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、県ホームページにて令和7年6月4日(水)17時までに公表する予定とする。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 応募資格認定申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募資格認定申請書(様式1)および応募資格誓約書(様式2)、競争入札参加資格通知書の写し、本業務に係る担当者の業務経歴(上記3(1)関係、任意様式)を提出すること。なお、競争入札参加資格を得ていない場合は、「物品等競争入札参加企画審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

共同企業体を構成する場合は、様式1、様式2、競争入札参加資格通知書の写し(または、物品等競争入札参加企画審査申請書)に加え、共同企業体構成表(様式3)に共同企業体協定書(別紙を参考に任意様式で作成のこと)を添付して提出すること。

①提出期限 令和7年6月6日(金)12時(必着)

②提出方法 持参、郵送(配達証明)、宅配便(手渡したことが証明されるものに限る)、電子メール(bunka@pref.fukui.lg.jp)によること。なお、持参の場合は、9時から17時までの間に限る。
※電子メールによる場合は、送信後に文化課(0776-20-0580)へ電話し、電子メールの到着を確認すること

③提出先 下記「9 問合せ先」に同じ

④提出部数 各1部

(5) 応募資格の認定結果通知

応募資格要件を審査し、その結果を令和7年6月10日(火)付けで書面にて通知する。応募資格認定申請書を提出した者のうち、応募資格要件を満たさなか

った者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面にて通知する。

(6) 企画提案書等の提出

応募資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

①提出期限 令和7年6月18日(水) 17時(必着)

②提出書類 企画提案事項については、別添仕様書「福井県立歴史博物館、幾久公園の基本的方向性ととりまとめ支援業務委託仕様書」参照し、次の(ア)～(カ)を企画提案書として提出する。なお、提出後における提出書類の追加および変更は認めない。((ウ)～(カ)の書類については、日本工業規格A3もしくはA4判、様式は任意(白黒・カラーどちらでも可))

(ア) 企画提案書の提出について(様式4)

(イ) 企画提案書(様式5)

※提案項目

- ・今後、歴史博物館、幾久公園の果たすべき役割、あり方(将来のビジョン)についての提案(「福井県立歴史博物館の設置および管理に関する条例」および「福井県都市公園条例」における設置目的、業務内容を踏まえること)
- ・歴史博物館、幾久公園に求められる新たな機能についての提案
- ・過去の類似業務(1～2例)を踏まえ、歴史博物館と幾久公園の連携に関する考え方
- ・歴史博物館、幾久公園の特性や現状を踏まえた関係者の意見集約の進め方の提案

※様式5ではなく独自の様式でも可とする。

ただし、様式5に記載の項目はすべて盛り込むこと。

(ウ) スケジュール表

(エ) 費用積算書(一式とせず内容ごとに区分して記載)

※総額は消費税および地方消費税10%を含んだ金額とする。

(オ) 本業務に係る実施体制(責任体制、人的配置がわかるもの)、本業務に係る担当者の業務経歴(上記3(1)関係、任意様式)

(カ) 過去に実施した類似した業務概要(内容、回数等がわかるもの)

③提出方法 持参、郵送(配達証明)または宅配便(手渡したことが証明されるものに限る)によること。なお、持参の場合は、9時から17時までの間に限る。

④提出先 下記「9問合せ先」に同じ

⑤提出部数 ②の(イ)～(カ)を1綴りにしたものを7部

※うち1部には「企画提案書の提出について(様式4)」を添付すること。

- ⑥留意事項 (ア) 企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。
(イ) 提出された書類は一切返却しない。
(ウ) 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。

⑦企画提案書の提出辞退

応募資格認定申請書（様式１）および応募資格誓約書（様式２）の提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

※参考情報

- ・「福井県長期ビジョン」（令和２年７月策定、令和７年３月改定）
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/seiki/vision2019/top.html>
- ・「福井県文化振興プラン」（令和６年４月策定）
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunshin/bunka-plan.html>

５ 審査および審査結果の通知

（１）審査方法

企画提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーションを実施し、県が設置するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において審査する。審査については、「評価基準」により評価点を算定し、評価点の合計が最大の者を優先交渉権者（第一順位者）とする。なお、合格基準点は評価点の７割とし、評価点の合計で最大の者が複数ある場合は、委員会の合議により決定する。また、第一順位者の次の順位の評価点の者を第二順位者とし、優先交渉権者が契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を優先交渉権者とする。

（２）プレゼンテーションの実施

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備なく提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は提出書類の確認後、別途参加者に通知する。

①予定日：令和７年６月１９日（木）

詳細は後日通知。応募者多数の場合は２日に分けて実施。

②場所：オンライン形式（Microsoft Teams を予定）

参加 URL は予め県から電子メールで送付する。

③プレゼンテーション時間

準備 ５分以内

説明 １５分以内

質疑応答 １０分以内

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとし、事前に提出した企画提案書以外の資料は使用しないこと。

※プレゼンテーションの順番は、本県で決定した順番とする。

※プレゼンテーションは非公開とする。

④参加人数

オンライン画面上の参加人数に制限はないが、プレゼンターは3人以内とし、本業務の担当者が行うこと。

(3) 審査結果

審査結果は、令和7年6月20日(金)17時までに全てのプロポーザル参加事業者に電子メールにより通知する。また、通知後、参加事業者名および審査結果を県ホームページで公表する。なお、選定結果以外の内容は非公開とし、当該結果の異議申し立ては受け付けない。

6 契約の締結

(1) 契約に係る交渉

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書に記載された項目に基づき協議を行い、必要に応じて仕様書を修正し、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づき契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定を持って企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

また、「失格事項」に該当する場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。優先交渉権者と協議を行い、内容を確定させた後、見積徴収を行ったうえで、委託契約を締結する。

(2) 内訳書の提出

見積徴収に際し、見積書に記載された見積金額に対応した内訳書を提出すること。

7 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提案限度額を超えた見積書を提出した場合
- (3) 予定のプレゼンテーション開始時間までに連絡なく接続しなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと県が認める場合
- (5) 委員会または県が不適格と認めた場合

8 その他

- (1) この企画提案に対する個別のヒアリングおよび説明対応は、受け付けないものとする。
- (2) 契約の履行にあたり、妨害または不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (3) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- (4) 企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

- (6) 災害等不測の事態が生じた場合は、本プロポーザルに関する手続きを延期・中止することがある。

9 問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課歴史遺産グループ

担当：松村、乾

電話番号：0776-20-0580

ファックス：0776-20-0661

電子メール：bunka@pref.fukui.lg.jp